

第27回全国高等学校少林寺拳法選拔大会 規定科目について

第27回全国高等学校少林寺拳法選拔大会における規定科目については、下記のとおりとします。

記

- 1 規定組演武、規定単独演武については、次の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

(1) 【規定組演武の部】

- | | |
|------------|------|
| ① 内受突（裏） | 〔6級〕 |
| ② 小手抜 | 〔6級〕 |
| ③ 上受蹴（表・裏） | 〔5級〕 |
| ④ 突天一 | 〔3級〕 |
| ⑤ 送巻天秤 | 〔4級〕 |
| ⑥ 打上突（裏・表） | 〔4級〕 |

(2) 【規定単独演武の部】

- | | |
|----------|------|
| ① 突天一 | 〔3級〕 |
| ② 龍王拳第一系 | 〔6級〕 |
| ③ 天地拳第三系 | 〔3級〕 |
| ④ 切 抜（外） | 〔4級〕 |
| ⑤ 天地拳第二系 | 〔4級〕 |
| ⑥ 両手寄抜 | 〔3級〕 |

- 2 団体演武については、1・6構成は単独演武とし、2～5構成は組演武にて構成する。
なお、1・6構成については、下記の単独演武基本法形より、資格に応じてそれぞれ1技選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系・第二系、龍王拳第一系・第三系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系

3 注意事項

- (1) 上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合は、総合点より10点減点する。
- (2) 規定単独演武、団体演武の1・6構成における単独演武基本法形については、開始時の構えから残心時の構えまでを定められた通り行う。定められた内容が行われていない場合は、「少林寺拳法競技規則」に則って、減点とする。
ただし、攻防後に全転換、半転換を伴う「天地拳第3系～第6系、義和拳第1系・第2系、紅卍拳、白蓮拳第1系」については、全転換、半転換部分を他の体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、その後の構えは不問とする。
- (3) 級拳士の技の使用については、以下の許容範囲を設ける。
- ①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
- ②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

以上